

平成28年民族共生象徴空間整備促進・活性化に
関する調査特別委員会会議録

平成28年11月 7日（月曜日）

開 会 午前10時06分

閉 会 午後 1時47分

○会議に付した事件

1. ポロト地区における温泉施設等整備事業募集要領（案）について
2. その他

○出席委員（12名）

委員長	小西秀延君	副委員長	及川保君
委員	山田和子君	委員	吉谷一孝君
委員	広地紀彰君	委員	氏家裕治君
委員	森哲也君	委員	大渕紀夫君
委員	本間広朗君	委員	西田祐子君
委員	松田謙吾君	委員	前田博之君
議長	山本浩平君		

○欠席委員（1名）

委員 吉田和子君

○説明のため出席した者の職氏名

副町長	岩城達己君
地域振興課長	高橋裕明君
経済振興課長	森玉樹君
財政課長	大黒克己君
農林水産課長	本間力君
建設課長	竹田敏雄君
上下水道課長	工藤智寿君
学校教育課長	岩本寿彦君
生涯学習課長	武永真君
建設課主幹	田渕正一君
地域振興課主査	貳又聖規君
企画課主査	温井雅樹君

地域振興課専門員 安 達 義 孝 君
地域振興課専門員 長 澤 敏 博 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 南 光 男 君
主 査 増 田 宏 仁 君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） これより、民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午前10時06分）

○委員長（小西秀延君） 本日の委員会の日程についてであります。

レジメに記載のとおり1番目、ポロト地区における温泉施設等整備事業募集要領（案）について説明を受ける予定であります。

担当課からの説明を受け質疑を行うこととします。町側の説明に関し疑問の点がありましたらご確認願います。

さらに本委員会において、まちづくり会社に向けた取り組み状況に関し請求した1点目、平成27年度に株式会社JTB総合研究所から提出された「まちづくり会社」設立調査等委託業務報告書、2点目、「まちづくり会社」意向調査が結果報告書、3点目、平成28年度白老町DMOまちづくり推進事業にかかる設立準備事務局の設置目的、要綱等及びメンバー並びにこれまでの会議経過等と会議録、4点目、平成28年度まちづくり会社設立推進事業全体事業費、外部人材派遣経費540万円の内訳と派遣会社名及び派遣者。組織運営のための調査運営支援302万円の調査事項及び運営支援内容について担当課から資料の提出がありましたので、資料を配付しております。

本日説明を受ける予定となっております、1番目のポロト地区における温泉施設等整備事業募集要領（案）について質疑を行います。また配布しております、まちづくり会社に向けた取り組みに関する資料につきましては、担当課から説明を受けたいと思います。

次に本委員会で民族共生象徴空間整備に係る国の進捗状況と町が取り組む象徴空間周辺整備に係る進捗状況について説明を受けておりますが、10月17日開催の特別委員会において民族共生へ象徴空間周辺整備に係る取り組み事業として、具体的に20項目の取り組み事業について説明を受けております。町が主体となって取り組む事業と町が国、道、関係機関と連携して取り組む事業に大きく区分できると思います。また、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園など国が取り組む事業について、委員会相互間での討議を予定しておりますが、審議の進捗状況によっては日を改めて討議を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

次に民族共生象徴空間整備・活性化に関する調査を行います。岩城副町長よりあいさつがあります。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） おはようございます。特別委員会の開催にあたり2点、ごあいさつさせていただきます。

まず1点目は先日、国は補正予算により象徴空間関連予算を計上され、整備促進に向けて着実に進めているところであります。また、まちとしましては、周辺整備と活性化に向けた検討を進めているところであり、まず前回ご説明した国への要望活動についてご報告させていただきます。

このたび、民族共生象徴空間に関する要望として地元選出の国会議員、北海道議会議員、さらには北海道のご支援、ご協力のもと白老町、白老町議会、白老町活性化推進会議で要望活動を行ってまいりました。10月26日には北海道開発局などを皮切りに、翌27日から28日にかけて内閣官房長官をはじめ、衆参国会議員、内閣官房アイヌ総合政策室、文部科学省、国土交通省に対して要望活動を行ってまいりました。その中で菅官房長官から、道内空港の民営化と新千歳空港の発着枠緩和により、増便効果などで象徴空間への来訪者数が200万人も期待できるとの発言を受け、これに対応するための環境や基盤整備も必要であるとの考えが示されたところがあります。白老町としましても引き続き、多くの方々にアイヌ民族の理解が広がるよう、国の象徴空間整備と一体となってアイヌ文化の伝承や魅力あるまちづくりに取り組むとともに、他の関係市町村との連携も図りながら広域的な視点を持って地域の活性化に向け、努めてまいりたいと考えております。

2点目に北海道庁が進めております、(仮称)民族共生象徴空間交流促進官民応援ネットワークの設立総会及びキックオフミーティングについてであります。象徴空間開設に向けて本格的なPR活動など地元北海道として準備を加速させていく必要があり、全国または世界中から多くのお客様が北海道に訪れることで、本道経済の活性化と地域創生にも大きく寄与することが期待されることから、機運の盛り上がりと取り組みの促進を図るため、北海道の各会で活躍されている皆様のお力添えにより、象徴空間応援ネットワークを11月9日に発足させることとなりました。構成委員は北海道、北海道議会、国の各種機関をはじめ、経済同友会、経済連合会、アイヌ協会、観光振興機構などにイオル事業、関係自治体や各企業、そして白老町、白老町議会、白老町活性化推進会議など多くの参加を予定しております。

最後に本日はポロト地区における温泉施設等整備事業募集要領(案)について担当のほうからご説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長(小西秀延君) それではまず配布しております、まちづくり会社設立に向けた取り組みに関する資料について、担当課からの説明を求めます。

高橋地域振興課長。

○地域振興課長(高橋裕明君) おはようございます。それでは、私のほうから資料請求のあった資料の概要について説明いたします。

請求項目は4項目、先ほど委員長が話されたとおりですが、まず1点目の昨年の「まちづくり会社」設立調査等委託業務報告書、それから2点目の「まちづくり会社」意向調査結果報告書、これにつきましては①、②ということで報告書を提出しております。報告書の概要ですが、まず最初に「まちづくり会社」とはという素材収集の資料、それから全国の動き、「まちづくり会社」の支援制度等があります。2番目に「まちづくり会社」の成功事例・失敗事例という国内での事例を載せております。3番目に、組織設立に向けた調査ということで(団体ヒアリン

グ)のまとめがございます。これが2項目めの意向調査結果となります。それから4点目に「まちづくり会社」に想定される業務ということでありまして、28年度以降の作業工程表、それから3月14日に開催された「まちづくり会社」研修会ということが報告書の内容になってございます。

3点目の28年度のまちづくり推進事業にかかわる設立準備事務局の設置目的及びメンバー並びに会議計画、会議録についてでございます。③の資料でございます。設立準備委員会の委員名簿は1ページに表記しております、6名ということになります。その設置目的及び体制につきましては、2ページ目のスキーム図ということで、まちづくり会社設立準備委員会は設立準備事務局と事業検討チームで構成するということになっておりまして、設立に向けた事務手続等をはじめ、設立目的、組織役割を明確にして収益事業と非収益事業の選定、事業計画、事業収支案等を作成するために、この会を設置するということとしております。3ページからは、その準備事務局の会議についてでございます。1回目は、準備事務局の実施体制取り組みについて、確認事項、スケジュール、現状課題等を話されております。5ページ目に、2回目として、白老町の観光の現状と課題、商工会の活性化事例、まちづくり会社の事業構成案、それから新規事業の提案等を話されております。8ページ、3回目の会議では前回の掘り下げで商工会の成功事例ですとか、まちづくり事業の官民のすみ分け案、それから既存事業、新規事業の整備等を行っております。4回目、10ページでございますが、4回目は事業検討チームとの合同開催ということになっておりまして、事業の検討、さらには視察調査に向けた検討を行っております。13ページ、5回目におきましては視察のコースですとか、参加者、内容についての検討がなされております。なお、6回目は今月の18日を予定しておりまして、事業計画案等の検討をする予定となっております。

次に4点目の28年度のまちづくり会社設立推進事業の事業と経費についてであります。④の資料でございますが、1ページ目をお開きください。1ページ目に人材派遣会社、派遣者、派遣補、それから派遣に係る経費の内訳540万円が記載されております。2点目の調査事項、運営支援の内容ですが、2ページ目以降に委託契約書がございまして、6ページに仕様書がございまして。下段のほうに4番目、業務の内容というのがございまして、(1)にまちづくり白老の方向性を確定するために次の業務を行うということで、方向性へのアドバイス、設立趣旨、経営理念、定款等へのアドバイス、全国の先進事例の提供、事業計画策定のためのサポート等、それから、(2)に外部経営人材の招聘ということで、招聘への助言、人材の紹介を行うと、(3)7ページですが、設立準備事務局に伴う運営支援ということで、この事務局会議の支援、それから、(4)に誘導と回遊性を高めるためのモデルニーズ調査ということで個店フランチャイズ型事業者誘致モデルの調査を行うと、(5)アイヌ文化の知的財産化とブランディング、アイヌ文化の知的財産化を行うための業務、サポート、アドバイス、それから②に若手芸術家等の活動領域の拡大ということでの可能性の調査、調査報告書をつくるというようなことがこの調査内容でございます。以上簡単ですが、4項目に対する資料の説明とさせていただきます。

○委員長(小西秀延君) ただいま説明がありました、まちづくり会社につきましては日を改め、調査特別委員会としては年明けにこのまちづくり会社について改めて町から資料が提出さ

れるということで調査自体は後日また日程を決めて皆様にご案内させていただきたいと思いますが、きょう今、説明されました書類につきまして、確認等で質問があります委員の方は挙手の上お願いしたいと思います。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 確認の意味でもう1回時間をつくって、まちづくり会社について調査しますから具体的な話は別にして、きょう4点あった資料について確認させていただきます。若干ちょっと長くなりますけども、よろしくをお願いします。

まず、きょう、まちづくり会社の設立調査業務報告書が配布されました。これ28ページを持っていますけども、これは全てJTBからあった報告内容となっているのか。そして、よくこの内容からいけばわからないのだけど、調査委託したその調査目的、調査の仕様書で調査目的の主眼は何だったのか、その辺お聞きします。

○委員長（小西秀延君） 高橋域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） この委託事業の目的についてでございますが、まず本町において、まちづくり会社の設立に向けた調査を行うということで方向性、手続等を28年度以降に向けて、どのような行程を行えばいいのか、もしくは、まちづくり会社の理解を深め検討を深めていくということで、この委託業務につきましては設立手続のプランニング、それから意向を広げるための研修会の実施などを目的として委託をした業務でございます。JTBからの報告書は以上のとおりです。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今、課長から報告がありましたけども、この委託業務の報告書は27年の11月議会で一般会計の8号補正予算でまちづくり会社設立調査事業として予算化されているのです。議会在議決しています。私ここに資料持っていますけど、このとき高橋課長はこう答弁しているのですよ。この目的について、いいですか。まちづくり会社設立調査事業によって会社をつくっていく、この図とありますよね。これは配布されているのですよ、資料1、わかりますか。この図にも示していますが、ここに設立組織とか体制のあり方、業務内容や会社の役割、それから資本金、出資金の問題そういうものを今年度に事前に調査して、そのことを調査した結果を多くの方々と研修会、1回研修会開いています。そして、最終的に手続プランというプランを策定する、この策定よく見ていませんけども、ということで設立、組織体制、業務内容、役割、資本金、出資金について設立調査の項目になっているのですよ。答弁をしています、明示されています。間違いはないですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） ちょっと紛らわしい点がありますので説明したいと思いますが、この今回の調査事業の委託100万円の事業については、そういうことなのですが、研修とかプランニングなのですが、その前に27年度の当初から一般財団法人の地域総合整備財団の助成を受けて地域再生マネージャー事業、外部人材派遣事業というのを行っておりました。その内容は、まちづくり会社の設立に向けた調査、それから白老町に適したやり方というものを進めていくということで6回のアドバイザーの派遣によって進めている事業がございましたので、

それを合わせて最後に今後のまちづくり会社の手続をどういうふうにしていくかというのをこの委託で行ったものでございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） まちづくり会社云々関係ないのですよ。まちづくり会社設立調査するということで設立組織、体制、業務内容、役割、資本金、出資金について調査するとなっているのですよ。なぜこれは出てこないのですか。発注したときの仕様書どういうふうにしてあります。これ見てごらん。今回もらったやつについては、まちづくり会社に想定される業務内容と28年度以降の作業工程のみですよ。1番肝心な先ほども質問してはいますが、調査特別委員会でも言っていますけども、準備会でも言っているけど、資本金、出資金、業務内容、設立組織が何もなくて、この報告書に今言ったようにまちづくりに想定される業務と28年度作業工程のみですよ。ほかに添付されてないですよ。コンサルタントが作成した報告書の中の資料の大方、見てごらん。国土交通省や他の機関から引用した文献で占められているのですよ、高橋課長。高橋課長は答弁しているのですよ。何回も言うけど。設立調査事業の本来の目的である、設立組織、体制、業務内容、役割、すなわちまちづくり会社の概要、基本そして中期的な事業計画、資本金、出資金の報告、一切ないですよ、これ。言わしてもらうけど議会で答弁しているのですよ、なぜこれが出てこないのですか。コピー脱落していませんか、これ。もし、ふるさと財団でやっているのなら、その部分もちゃんと別紙で報告あるのなら出してください。これがなければ議論できませんでしょう。こんな報告書で100万円出しているの。再確認します。副町長、ちゃんと答弁してくださいよ。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 資料請求のあった、まちづくり会社設立調査等委託業務については、こういう内容でございます。先ほど申しましたように、地域総合整備財団の助成で行っている報告内容が出ていないということですので、それは別に用意して提出したいと考えております。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） それはどれくらいになりますか。具体的に提出する書類の項目言ってください。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 町側で押さえている部分と、今、前田委員押さえている部分でちょっと違いがあるかもしれませんので、その点を整理して、ふるさと財団というところのアドバイザーもいただいていますので、その部分はこういう内容で課長が予算をもってやった内容は、こういうもので、その結果こうでしたというふうに、わかるように整理した上で提出したいというふうに考えます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） これ私言っているの本当に大事なのですよ。議会でも大事なのですよ。本来、今言ったものは調査するというものがなければ議論の土台にならないですよ。あとで言いますが、設立準備事務局から設置と目的、会議経過出ましたけど。内容見たら今、肝心な

こと私が言ったこの3項目、何も触れていないのですよ。そういうことで本当にまちづくり会社考えられますか。では、私はあえて言わせてもらうけども、一般質問でちょっと触れているけど、会社の理念とか、どういうものとか見えないのですよ。まちづくりの会社の概要とか、まして出資金、資本構成、どうなのですか、これ。組織だって、この間、議論したわけでしょう。100%民間出資の組織にするのか、町側はまだ公社的な扱いみたいな考え方を持っていますが、はっきりしていませんよと言っていましたでしょう。そういうことが土台にないと資本構成とか出資金どうなるとか組織がはっきりしないと議論できないのですよ。まして町長は私の答弁に9月にまちづくり会社は真っ白ですよと、これからスタートとこう言っているのですよ。その中でどんどんと進んでいるわけでしょう。そういうものをちゃんと出してくださいよ。もし私きょう言わなかったら出なかったのではないですか。どうですか、副町長。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 定例会9月会議でも、今の趣旨で一般質問があり、また町長もそのように答えているところなのですが、いろんな部分で今、検討させていっています。9月のときも私もご答弁申し上げましたが、年明けにはその辺、今、非常に大事な部分の根幹をなすところ、組織から資本金から、そういったものは示していきたいというふうに答弁させていただいたのですが、今、政策形成過程の中では、まだまちとしてこういうことでいきますというところまで、きょう現在まだなっていません。いろんな部分で今月もまた何回かにわたって、町理事者と担当課とのほうで議論を重ねて方向性を導いていかないとならないかなという段階でありますので、特別委員会まだ年明けもごさいますので、先ほど言ったとおり今、いろいろ検討している中身を整理した上で皆さんがやっぱり理解、わかりやすいように資料を出していきたいですし、もっともっと議会の皆さんと議論を重ねないとならない。これまでも第三セクターというあり方、非常に危険というご意見をいただいています。その辺は、議会の皆さんのご意見なしで進めるわけにはいきませんので、しっかりその辺は整理して慎重に対応したいと考えてごさいますので、また資料を提出した段階で議論をさせていただきたいというふうに考えます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 最後にします。委員長も調査する機会設けると言っていますので、具体的な話はしません。確認だけします。そうすると、④の資料ありましたよね。平成28年度まちづくり会社の設立推進事業全体事業、これ1ページに派遣経費が人件費、地域再生マネージャー8万円なのですよ。これ1人分ですか、2人分ですか。1人であれば8万円、2人であれば1回、4万円ということになるのですね。これの算出根拠。本当にコンサルタント云々ということについては別な機会でも議論させていただきますけど、ここだけ確認しておきます。それで旅費が、往復旅費がこれ我々で買うより安いかわからないけど。8万円のこの根拠。すごいよね、これ。これまで出して自分たちでできないかということですよ。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 地域再生マネージャーの8万円ですけども、これはふるさと財団のほうの規定単価になっております。1名です。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） もう言わないけどね。これ白老町委託しているのですよね。何でふるさと財団のそういう旅費規定が適用になるの。本来、白老町が補助事業で出しているのだよね。適正な基準でないのでしょうか。まるっきり丸投げではないの。そこまでひもついているの、これ。財団の仕事やっているのかい。さっきも資料も出てこないけど。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 本事業につきましては、ふるさと財団からの3分の2の補助金、助成をいただいている事業でありますので、その派遣についてはそこに登録されている人、そして、その費用についてはそちらの規定によるものでございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） うち補助金の受託業務をするときはひもつきになっているの。法的とか財団から縛りかかっているのですか。白老町としての主体性を持つ調査事業云々とはならないのですか。では、何が白老町主体としてやろうとしているのですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 人件費とか旅費の関係については、そちらの規定の額ということで調査内容については白老町との協議事項として進めております。

○委員長（小西秀延君） ほかに確認しておくべきことはございますか。

1番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 1番、山田です。仕様書の6ページの業務内容の（2）の①の外部経営人材の紹介を行うという業務がございますけれども、こちらの進捗状況だけ伺っておきます。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 外部人材につきましては、町がどのようなまちづくり会社を目指すか業務内容、例えば観光、旅行業を主体としたとか、商業を主体としたとか、そういうようなもしくはマーケティングを中心にとかということが決まってきた時点で人材は紹介していただけるということですが、向こうでも何名かはいろいろあたっているということであるという状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 当時のスケジュールからだど、もう既に9、10、11ぐらいでというお話だったので、大分ずれ込んでという押さえでよろしいでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 昨年、予定していたスケジュール案からは遅れが生じております。

○委員長（小西秀延君） ほかございませんか。

8番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ちょっと2点ほど確認というか、伺いたいんだけど。

一つは、この間からの活性化会議との関係の議論をしていたのですけれども、少なくとも活性化会議に政策的な部分や事業的な部分、運動論ではない部分ですね。ここの部分が僕は入っていると思っているのだけれども、町長は運動体だというふうな答弁がありましたけどね。少

なくても、そういう事業体的なところ、政策的な、読むとほとんど政策的なことがかかわっているのですよ。この問題はまた別の機会でお話をしますが、きょうはなじみませんから。ただ、少なくともそういう部分は活性化会議に提起すると同時に、議会にも提起していただかないと困るのですよ。政策的な部分や事業主体的な部分、活性化会議はそういう場所ではないはずなのですよ。だから議員も参画しているのです。そこは、きちっとしていただきたいのです。そうでないと政策的なところは、まちが出した政策を活性化会議に提起して、そこで検討するとなっているでしょう。僕はおかしいと思うのですよ。そこはぜひ検討して、やっぱりそこをきちっとするというふうにしていただきたいと思います。

もう1点は資料4の2ページに契約締結の翌日から28年9月30日までの業務実績、中間報告を提出するものとなっているのだけど、これは出されていますか。出されているとしたら、それを資料として我々に出していただきたいのですけれども、この2点。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 1点目の政策的なことですので、私のほうからお答えいたします。この件についてはさきの特別委員会でもこういうご意見いただきまして、町長もあくまでも運動体ということでの答弁を申し上げたところなのですが、その活性化会議の中での声を聞くという部分も一つ担っている部分は事実あります。ただ大事なことは、最終決定機関はやっぱり議会ですので、議会のほうにもきちっと今ご意見あったとおり活性化会議に諮る前にこちらに提示をして、議会のご意見をもらった中で活性化会議に提示していくというプロセスはしっかり組んでいきたいと思っておりますので、きちっとこの辺は対応してまいりたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 2点目の中間報告書の関係でございますが、中間報告書を受けて今もう支払い業務しておりますので、中間報告書でございます。それで、一緒に追加資料として配付したいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかがございませんか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 肝心なことで1点だけ確認しておきます。今、同僚議員が外部人材派遣の人員についてどうだと聞いたら、高橋課長は数名あたっているとか何とかと言いましたよね。前段、副町長が、まちづくり会社がまだ組織もはっきりしていない、あり方を答弁しているのに非常に矛盾した答弁になっているのですよ。担当課長のほうは組織も全然、議会に説明しないのに人の確保に当てがあるような進め方をしているような答弁ですよ、今。たぶん皆さんそう受け取ったと思うよ。副町長の答弁、全然違うでしょう、根本的に。副町長と高橋課長、本当にまちづくり会社に対する、言葉は悪いのだけど、進め方を本当に担当理事者としての共通認識持って進んでいるのでしょうか。その部分は答弁いらないけども、副町長にはもう1回答弁願いますけども。高橋課長のそういう答弁に対していいのかい、これ先行したようなものの言い方、答弁で。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） きょう出席の中で私は最高の責任ある立場ですので、はっきり申し

上げますが、まだその組織体制もまちづくりも、どうしていくという部分の決定には至っていません。ですので、人材という部分も今後にあたっては、そういう人も探していかないとならないという思いで、課長のほうは答弁したかと思うのですが、まだそういう部分も現実に行動には移していません。そういう人材がどうかといういろんな全国にあたって、どうでしょうということもしていませんし、そういうことの動きというのとはっていません。大事なことは、まずまちづくり会社というのは、議会の皆さん、町民の皆さんも、こういうものかというのが、何と申しますかわかったと、こういうことならまちを挙げてやっていこうという理解をいただかなければ、なかなか今、大きくかじを切るという部分に当たっては私どもまだ相当慎重に、この辺は進めないとならないというふうに考えておりますので、もっともって議会の皆さんとも議論を重ねた上で、よりよいものやっぱりつくっていかないとなりませんので、そのプロセスは間違えないように、しっかりと対応していきたいというふうに考えます。

○委員長（小西秀延君） ほかがございませんか。

4番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 4番、広地です。事実関係の確認だけします。1点、まちづくり会社設立推進事業にかかわって事業検討チームの構成なのですよね。これは第4回のまちづくり会社の設立準備事務局委員会の中で、事業検討チームの設置について12ページにあげられていまして、それで実際にこれがもう事業検討チームとして進められているのかどうかちょっとわからないのですが、途中から第4回からの事務局委員会の中にゲストということで、何名かがあがっています。当初のこの事業検討チームの構成メンバーの中でアドバイザーとして金融協会が参加するという部分は理解できました。ただこのオブザーバーということとゲストというのが、どういう役割でそれで実際どのような形で選ばれているのか。

○委員長（小西秀延君） 貳又主査。

○地域振興課主査（貳又聖規君） まず、どのように選んだのかというところでいきますと、まず活性化会議、24団体の皆様に今回まちづくり会社の視察と及び、その事業チームを設置するというご案内を出して、それで推薦をいただいた方々に基づいて、このゲストですとかというようにことで位置づけをしているということでございます。それで、まずその実際には今回、視察を行いますけれども視察を踏まえた上で実際にその検討チームのメンバーに入っていく方々が決まっていくという形なので、まずそういう位置づけで進めたものということでございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 4番、広地です。視察ということで視察に対しては推薦者を募集しているという状況は承知しています。そういった形で推薦者を募ることなのですけれども、これ事業検討チームということは具体的な事業内容をこの中で検討されていると思うのですよ。実際に事業の収支案やモデル事業の構築について助言を行うという立場です。視察を受けた方たちの知見を生かしたいと、それでその視察の成果を生かしたいという部分はわかるのですけれども、これまちづくり会社の根幹にかかわる事業の議論にかかわるので、これの体制、一定の責任も背負うと思うのですよ。そういった部分の体制が本当にその視察を受けたというこ

とを軸として検討をゲストとして進めていくということで、そういった部分にちょっと公平性の部分だとか、その責任の部分でどのような見解を持たれているのかどうかについてだけ、お伺いします。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） この事業検討チームの関係だと思いますけども、まず別に事業者啓発事業という事業が別にございまして、その中で象徴空間とかまちづくり会社ができるときに個別の事業者が、どのようにやっていったらいいのかということを検討するのですが、その事業を使って今回、先進地視察を行うということでございます。先進地視察に行ったメンバーからまちづくり会社の事業検討の事業検討チームにも入っていただくということで進める予定になっておりますので、それは当然、視察に行かれた方は視察の報告もそういうまとめてもらうという上で、さらにこの事業検討チームに入っただけの方を取り込んで検討を進めたいというふうに考えます。この設立準備委員会と申しますのは、その設立に向けた項目を整理し提案するという役割ですので、その入ったメンバーが責任を持つということではないので、提案についての責任は持ちますけど事業全体の責任とはならないと。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。確認をお持ちの方。

11番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） いただいた書類の中で私、大ざっぱな話もあるのですが、ちょっと細かいことで聞きたいのですが、まず資料3番目の13ページに、1の視察についてということでまちづくりコースは私と本間主幹が担当すると書いているのですが、この私というのは誰なのでしょう。つまりこのDMOのつくりますよとあって、この経過報告からはじめこの計画に立てて役員委員名簿というのが出ています。白老町からも課長が2人出ております。でも実際にこれを誰がきちっとまとめて報告して主導していくのかという、その辺がこれちょっと読んでいてよくわからないのですよね。その辺はどういうふうになっているのか、組織の中での役割というのですか。それをもうちょっと詳しく説明していただきたいなと思います。そして、今ほど広地委員も質問されていましたが、ゲストとして言われている方々が、まちづくり会社の設立準備の中で検討委員として参画してもらうということだったのですが、検討してどうするのですか、この方々は。出資者になるということなののでしょうか、事業の主体者になるということなののでしょうか、それで選ばれたのでしょうか。その辺がわからない。検討するのだったら誰でもできると思うのです、検討委員に入るのは。ただ、これまちづくり会社ですから、実際に経営していくわけですよね。出資もしなければならぬ。事業を起こして、そして黒字化して人を雇ってそして利益を上げてくためのそういう目的のものだと思うのです。ですから、そういうことを目的としている準備事務局だと思いますので、その設立するための準備事務局として今、呼ばれてる方々はそういうつもりでやっているのか、それとも別個に出資する方はまた別に募るのか、その辺がはっきりしませんよね。この方々は検討委員会のメンバーがいくら立派な報告書をつくっても、実際に経営するときに別な人だったら何の意味もないわけですから、その辺もうちょっと詳しく説明してほしいと思います。

それと、まちづくり会社をつくるにあたって、これ最終のこの検討報告のところまで2番目で

すか、これのまちづくり会社の28年度以降の作業工程表で結局29年の2月にまちづくり会社設立とこうなっているけど、今ずれ込んでいっている話がありましたけども、実際には一体いつを最終的な目的としてこの計画を進めていくつもりなのか、それが見えないと話が混乱してくると思うのです。正直言って、このこれをつくるということになったら、ここにも書いていますけど新たに採用もしないとならない、出資も集めなければならない、つくりなからつくりなから結局何もなくていいということですよ。その辺がはっきりしてないですよ。その辺をもうちょっと自分たちが今のところ押さえている計画をご説明していただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 貳又地域振興課主査。

○地域振興課主査（貳又聖規君） まず前段の部分、私というところ、これは高橋課長です。それから今回この視察に行かれるそのメンバーの位置づけなのですけれども、まずもちろん皆さん問題意識を持って参加されるのですけれども、例えばこの構成員は商工会とアイヌ協会の方々がこのゲストというところに入っております。例えば、今、アイヌ協会の方々でいけば、今、女性の方々がアイヌ刺しゅうをつくっている方々なのですが、今、一つ皆様の抱えている困りごとというのが一つありまして、それは刺しゅうのそういった商品をつくるのだけれども、それがなかなか町民の目にも触れることもないし、また、それはとても自分たちもやっぱり誇りを持っている商品なので、やっぱり販路を拡大したいという一つそういう思いがあると。ただ、やはりそれは今のサークル4団体ありますけれども、なかなかその販路拡大等は自分たちの活動の領域の中では難しいというところで、そういったところのその可能性というのですか、それをまちづくり会社でのその可能性をちょっと探りたいというのは持たれているというところで、その視察行かれるメンバーは個々にそれぞれ個人ではできないけれども、それがまちづくり会社としていくのであれば可能性があるのではないかというような形で参加されている方々ということになります。以上です。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） この、まちづくり会社設立の設立の時期とかの関係ですけども、当初は28年度に大体、形が見えて29年度を目指しておりましたけども、現在の検討状況さらなる課題等が出ておりますので、現在明確にいつ設立というところは、今、検討中ということになります。この主体は事務局、地域振興課であり関係課として経済振興課が町の主体者となっているということでごいます。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） そうしましたら、まちづくり会社の準備委員会というのは、このメンバーで刺しゅうする人とか、そういうのを集めるための会社ではないということですか。先ほどの説明だと刺しゅうの人がどうのこうのと、それ事業に参加するという意味なのでしょうか。私その辺を聞いているつもりなのですよ。これからの細かいその検討の話ではなくて、大まかなところの話を聞いたつもりなのですけど

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 先ほどの事業者契約事業とちょっと重複してるところがあり

ましたので、明確に申し上げますけれども設立準備委員会と事業検討チームについてはあくまでも提案者ということになります。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） それでは、これからもし、つくるということになったら、それについての提案をすることだということだというふうに理解してよろしいですね。

もう一つ最後にお伺いしたいのですが仕様書の中で、(3)のまちづくり会社の設立準備事務局設置に伴う運営支援と、それから、(4)の誘導と回遊性を高めるためのモデルニーズ調査と、(5)のアイヌ文化の知的財産化とブランディング、こういうものはいつ議会で示していただけたのかしら。これ2月の最終的なそれではないと出てこないのかというのの一つです。

もう一つ、その中で②の若手芸術家の活動領域拡大の実現のため次の業務を行うと書いていて、メセナ協議会への可能性調査ということなのですが、これ若手芸術家でなければならぬ理由は白老町のアイヌ民族というものに対しては、こういうものメセナ協議会は対象にならないというふうなことでこうなっているのか、その辺がよくわからないのですが。ここの説明がずっと細かい内容が出てこない、その辺なんかも含めてちゃんと説明していただけるのはいつなのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○企画課長（高橋裕明君） 今、言われた項目についてですが、全て今、調査中ということでございます。それで最終的には2月の報告ですが、まちづくり会社の業務内容とかが固まって、そういう中にこういうものが入ってきたときには一緒に説明できるかなとも思いますけれども、実際には2月の結果によるものということになるかと思えます。あと若手芸術家、特定したように書いてありますけれども、次代を担うとかこれからのというような意味合いで広く捉えてもこれは構わないと思います。ただメセナ協議会等への調査を行うということで考えております。

○委員長（小西秀延君） 貳又地域振興課主査。

○地域振興課主査（貳又聖規君） それとメセナの関係ですけれども、実際にはこれは今、例えば飛生だとかあって芸術祭なんかは民間企業の財団の支援を得ながら、進めているような取り組みもあります。そういったことから、それは、それに限らずアイヌ文化等に関しても、この企業のメセナとの可能性がとても高いということで、そういったところを調査し、実現していくというところに向かっていくというものでございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

それでここで一旦、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時15分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に事前に配布されております資料に基づき、まず1点目、ポロト地区における温泉施設等

整備事業募集要領（案）について担当課からの説明を求めます。

高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 私のほうからポロト地区における温泉施設と整備事業募集要領（案）についてご説明いたします。この案につきましては現時点での案ということで、今後、修正の余地があるものということで、本日に合わせて提出したものでございます。資料は要項案と様式集と2つございますので、よろしく申し上げます。

まず、募集要項案の1ページ目でございます。1番として、施設整備事業の趣旨ということで、白老町では長年にわたるアイヌ文化保存伝承活動を通じて、2020年に集客100万人以上が予想される国立アイヌ民族博物館並びに国立民族共生公園などの「民族共生象徴空間」が開設されます。それにより国内外からの来訪者の増加が見込まれ、その隣接地であるポロト地区での集客回遊の相乗効果を高め、交流をより深めていくために宿泊施設をはじめとする関連施設を誘致することといたしましたということでございます。この募集要項は事業者を選定するために実施するプロポーザル、要するに企画、提案について規定するものであります。3番目に事業内容の事項として、(2)に事業用地の概要が書かれております。所在地は若草町1丁目1018-1ほか。敷地面積は約9,200平方メートル。今後、町道整備とか区画決定をすることによって変更の可能性があるということです。温泉源の所在地は若草町1丁目661-2、温泉許可は昭和44年5月17日（第581号）と、動力装置許可は昭和52年12月23日（第919号）で、100リッター毎分50度ということで温泉質はアルカリ性単純温泉（モール温泉）ということで、温泉源の敷地面積は495平方メートル。道路については西側に町道、現在は幅員6.5メートルで、今後、拡幅を予定しております。用途地域は第2種住居地域、建ぺい率60%、容積率200%。防火・準防火地域の指定なし。埋蔵文化財は事前協議では確認されていませんが、工事着手前に教育委員会への確認をお願いします。上下水道は白老町上下水道課に確認協議。電気は北海道電力に確認・協議。ガスはLPガスの供給。開発許可は町建設課に確認・協議。交通アクセスとしてJR・バス、JR白老駅より徒歩約7分、自動車は道央自動車道白老インターより約8分ということで、2ページ目にその事業用の用地の位置図と象徴空間の配置図というものを載せる予定となっております。この位置図についてはちょっと今、道路のほうから借用しておりますので、この図面は変更になる予定です。3ページ目に4番、事業用地の処分方法ということで、事業用地は売却もしくは賃貸借のどちらかで選択して提案していただきたいということで、売却単価としましては3,300円、平方メートル当たりということで、これは評価額上の価格としております。評価額は2,300円ということですので、売却単価3,300円、7割が評価額という算定のもと、3,300円と算出しております。3,300円で仮に9,200平方メートルを売却した場合は、3,036万円ということになるかと思えます。また一方、賃貸借とした場合は、年間貸付料は138円、平方メートル当たりということで、こちらは行政財産使用料徴収条例により評価額2,300円の100分の6ということで、138円が算出され仮に9,200平方メートルとすれば年間の賃借料は126万9,600円となる予定です。そのほか、賃貸借期間とかそういうものについては記載したとおりでございます。5番目に温泉源の処分方法として、温泉源については売却する方向で考えているということで評価額として172万3,000円、土地の価格は3,300円、平方メートルあたりですから、

源泉用地が495平方メートルでありますので、土地代が163万3,500円ということとなり、泉源の価格172万3,000円と合わせると335万6,500円ということになるかと思えます。6番目の施設整備の概要につきましては、事業用地内の整備する施設は、「宿泊施設」、「日帰り入浴施設」を必須要件として、「レストラン」、「物品販売施設」等については応募者の自由提案とすると、ただしポロト湖の景観に配慮する配置、規模、高さ、外観などを計画して国立アイヌ民族博物館などとの相乗効果を高める独創性のある提案を行っていただきたいということでございます。

7番目の応募に関する事項としましては、参加資格要件が書かれておりまして、4ページ目、応募に関する書類といたしまして大きく五つありますが、ここは別冊の様式集と一緒にごらんいただきたいのですが、1の提案申込書につきましては、様式1であります。このように提出するということと応募資格についての誓約関係が書かれております。2番目、資格審査の関係書類として、①として会社概要、②として委任状、これは様式2に委任状というふうにございます。グループで応募する場合に主たる事業者のほかの会社について委任状を作成するものであります。それから③として定款、④として法人登記簿謄本及び印鑑証明書、⑤として納税証明書、納税証明書については都道府県税、白老町税、消費税、地方消費税、法人税等の証明書としております。財務諸表及び事業報告書として直近3カ年分を提出願うということでございます。3番目に提案概要書ということでございます。これが企画提案の総括版になりますけれども、この様式3につきましては、A3判で外観パース、それから施設の配置図、それから様式3の下段のほうに書かれておりますが、事業の基本方針（コンセプト）、それから、基本的事項に関する内容、事業効果に関する内容、独創性に関する内容等を記入していただきます。それから、4、提案書でございますが、具体的な内容の提案ということで、様式4-1から4までを提出するというので、様式4-1につきましては、施設品質・配置に関する事項ということで、様式4-2は施設運営計画に関する事項ということで宿泊施設、日帰り入浴施設、レストラン、物品販売施設、効果独創性に関する記載となります。それから様式4-3、施設運営に関する事項として運営体制や事業計画を提出していただきたいということです。様式4-4、開発主体・開発計画に関する事項として、開発主体の実績と体制、それからスケジュール、資金調達などの関係事項が記載されるということであります。そして、最後に5番目として、建築計画、仕様書、施設配置で各階平面図、立面図、外観パース等を任意様式にて提出していただくということで、この2番の資格審査関係書類の①から⑥については代表構成員が提出することとなりますが、提出するグループ、全部の内容について提出していただくということとしております。

続いて5ページ、審査に関する事項でございます。(1)の審査方法については提出された資料に基づいての資格審査、それから提案審査、これをヒアリングを行うということの2段階で行うということとしております。下のほうに表が書かれておりますが、採点区分としてABCDEの5段階で判断を入れて、その配転については1、0.8、0.6、0.4、0.2という配点としたということでございます。

6ページ目、その審査項目と配点の内容でございます。大きく分けまして事業計画に関する評価100点と2番、施設計画に関する評価100点という200点満点としております。1の事業計画

に関する評価については、(1) 実現性として、経営状況20点、それから事業実績20点、それから(2)の確実性、継続性については、損益、資金計画の適切性、それから事業実施体制の適切性、事業スケジュールの適切性で60点としております。2番目の施設計画に関する評価といたしましては、(1)に基本的事項として、ポロト湖などの自然景観に配慮した計画20点、環境、福祉、防災、防犯に配慮した計画10点、(2)の事業効果については、①の新たなにぎわいの創出が期待でき、集客方策についての計画20点、②雇用の創出、経済効果の期待に20点、③隣接する民族博物館との連続性を持った土地利用、回遊性の計画が10点、(3)独創性として、国立民族博物館など象徴空間との相乗効果を高める提案として20点というような審査項目としております。(5)審査結果の公表につきましては、応募した法人または代表法人に通知するという事で、最優秀提案者及び優秀提案者を決めるということとでございます。この結果については、理由や最優秀の資料の公表を行うということとしております。

最後7ページ目ですけれども、プロポーザルに関する事項、事務局、それから⑤スケジュール予定ということにつきましては、11月に公表はじめ、12月に応募者への説明会を開催すると、質疑の受付を12月から1月に行う、そして質疑の回答を1月に行う、そして2月に応募登録申請の受け付けを行って、受け付けたものを3月に応募者ヒアリングを行って審査結果の公表、そして、その決まった時点から最優秀提案者との協議調整を経て5月に事業協定の締結決定を行うという予定で進めてまいりたいというふうに考えています。以上が今回の募集要項案の説明といたします。

○委員長(小西秀延君) それではただいま説明がありましたが、この件について質疑ありましたらどうぞ。

6番、氏家裕治委員。

○委員(氏家裕治君) 6番、氏家です。単純なことなのですが、2点ほどちょっとお伺いしたいと思います。

この施設整備の概要を見ますと宿泊施設と日帰り入浴施設というのが必要要件になっています。たぶんこの宿泊施設を必要要件に入れたということは、やはりある程度の規模の経験上のある大手さんといいますか、そういうようなグループ会社というか、そういったところが見込まれるのではないかなと思うのですが、あくまでエージェントさんだとかいろいろな取引関係のあるところですね。そうではないとある程度、例えば事業者さんではなかなか立地的な部分も考えても難しいのだろうと思います。幾ら象徴空間の整備がされて100万人と言われたとしても、やはり難しいのだろうなと思いますから、ある程度の規模の業者さんが見込まれるのではないかなと思いますけれども、何件ぐらいそういったプロパー、こういった方式の中で申し込まれるのかというのはこのスケジュール表を見ますと契約は年明けになる、申請の受け付けは年明けになるのですが、応募者への説明会の開催は12月に予定されていますよね。大体そういったところで何件か応募があって、それに対して説明をするという感覚で私たちは捉えたいのかどうか、そこから、12月中にはある程度の応募者が見えてくるというふうにして捉えていいのかどうか、そこだけ確認をさせてください。

○委員長(小西秀延君) 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 事業者の関係ですけども、まず募集要項の3ページの7番、応募に関する事項の中の（1）のイ、過去10年以上においてホテル事業を含め不動産開発事業に係る業務実績を有する者ということで、ここで事業者の実績とかを規定しております。このスケジュールにおける説明会については、応募について前向きなとか取り組んでいる事業者が全部こられるかどうかちょっとわかりませんが、説明会に参加されたところは出す意思が高いというふうには捉えられると考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。

11番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） まず1番最初に応募するところの4ページのところの応募書類のところ、⑤のところの納税証明書で白老町税となっていますけど、つまり白老の住民が必ず入ってなければだめだというふうになるのかしら。でもここで見たら応募者は個人はだめだよと、グループで応募してくださいとなっていますから、だからこういう場合の白老の町民税というのはどういうふうに見ているのかということが、ちょっとわからないのですけど。

それともう一つお伺いします。宿泊施設とか、いろいろな形で提案してくださいとはなっているのですけれども、建ぺい率とかそういうのは書いてありますけれども、どのくらいの例えば日帰り温泉に何人入れる規模にするとか、宿泊施設であれば何部屋でもって何名泊まれるとか、そういう規定というのですか、白老町で考えているものというのは一切ここではないのですけども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず1点目の納税に関することですが、ここに書かれているのは都道府県税でほかの税ですけども、該当するものを提出していただくということで、必ずしもその白老町で払っている事業者とは限りませんので、払っていない税のものについては除外するという考えでございます。

2点目のまず、ちょっと誤解がさ先ほどの話の中でありましたので、グループで応募することではなくて、その事業者単体でも構わない、もしかしたらその何社かで組んで提案する場合もあると思われるのでグループで応募する場合はこういうものをお願いしますということです、単体の事業者でも構わないということです。

それから、規模についてでございますけども、規模も企画提案の中にも含めるという考えで今、おります。ですから例えば日帰り温泉施設が大きさはちょっとわからないですけど、100名入る浴槽を提案する場合と200名を提案する場合と企画提案を比較して決めていくというようなこととなりますので、この中に町は100名の湯船を用意するとか、そういうような規定は行わないということでございます。宿泊の規模につきましても、さまざまな形態がございまして、例えばビジネス形態ですとかシティ形態ですとか、またはリゾート形態、旅館形態、さまざまな形態と企画提案の予想されるものですから、室数ですとか宿泊人数についても企画提案によって決めていくという考えでございます。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 1点目のほうは理解いたしました。つまり白老町以外のどなたでも参

加できるということで理解してよろしいかなと思います。その辺だけ確認させてください。

2点目のほうの今、部屋室の大きさとか建物の希望というの特に提案しないよおっしゃっていたのですが、ここで書いていますよね。最後のほうのアイヌ民族博物館との相乗効果を高めるとか、そういうことが一つ大事なことのだけれども、ポロト湖などの自然景観に配慮した計画であるということになれば、当然、建物の高さとか、そういうのも問題になってくると思うのですが。その辺の考え方はきちっと私は持っていたきたいなと思うものですから、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 自然景観に配慮するというのは、よくあることでは周りの建物の高さとの比較ですとか、もしくは自然の中でしたら山の稜線との関係ですとか、そういうものに配慮するということでありまして、特にここでは何メートル以内とかそういう規定はしておりません。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 私はぜひ、その辺は考えていただきたいなと思っているのです。やはりポロトのほうの国立博物館の建物と見たときに何というのですか、バランスのとれる高さでなければならないと思うのですよね。その辺はやはり環境のことも考え、そしてバランスも考え、ぜひそういうものを計画の中というのですか、プロポーザルで今、してくる中できちっと見ていただきたい。そうしないと結局、建物を建てたのはいいのだけれども、すごく商売としてこれだけの高さがある、これだけの大きさがあればいいのだけれどなと思うのと、やはりそのところとすごく矛盾する部分があると私は思うのです。そういうところも上手く調整していただかないとせっかくのポロトのこの自然景観がだめになったら何もなくなりますので、ぜひお願いしたいなと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○企画課長（高橋裕明君） 現時点での考え方では、仮に例えば100メートルのビルを建てますよとかという提案してきても、それは審査の中で除外されていくものということで特に何メートルとかという高さの制限はつけていないのですが。今のお話の中で高さの制限が必要だというお考えですので、ちょっと今後、検討課題にさせていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。

4番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 4番、広地です。参入や募集の条件の適正と公共性という観点から、何点か質問させていただきたいのですが。

まず現状のポロトの温泉の動力装置の評価では毎分100リッターということで、現状はどうなっているかどうか。また参入条件の募集に関する事項、3ページの中でホテル事業を含む不動産開発事業に係る業務実績ということで、これはどういうことを意味されているのかどうかについて。

あと提案書で今、審査項目の評価ポイントということ参照にして審査するというので、4ページのほうに提案書の審査については書かれていますが、この評価ポイントということは

例えば議会等に示されるかどうかについて。

最後は、これは各委員が審査項目について評価を行うということになっています。この委員の構成について。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） それでは先に答えますけど、まず3ページ目のイのホテル事業含む不動産開発事業といういうことはホテル事業を含んだ不動産開発をしている事業ということですので、例えば運営だけをやっているとかそういうものではなくて、自分で建てた実績のあるというような意味合いです。

委員の構成も決定ではないですけども、今、案としては同類の事例を見て今、検討しているんですけども、学識者2名ぐらいと町内のそういう関係団体が四つほど、それから町が1名という7名構成で現在検討しております。

○委員長（小西秀延君） 長澤地域振興課専門員。

○地域振興課専門員（長澤敏博君） 1点目の現在のポロトの温泉の泉源の関係でございます。当初、この募集要項にも書かれているとおり昭和43年に許可を受けたものなのですが、52年に動力装置の許可をとっておりまして数値というのは今、掲げた毎分100リッター50度という数値でございます。それが現在どういうふうな形をとっているかということで、実際に計った数値というのはございませんが、平成22年ちょっと古くなりますが22年に現在、所有しております白老振興公社のほうで温泉の状況の調査をしております。その状況の結果報告書を見ますと湯量については毎分100リッターという数値はある程度維持できているというような状況でございまして、温度につきましても温泉台帳上50度という数字なのですが、約深さ100メートルで50度を超過しておりますという報告を受けておりますので、その分、地上に上がってきた時点でもある程度この50度という数字は維持できていると思っております。現在、上がってきたものを一度タンクのほうに貯めてそれから温泉のほうに流しているという状況で水を加えたり、温度を加えたりという状況ではございませんので、温泉台帳の数値これは現在も維持できているというふうに認識しております。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 4番、広地です。1答目については理解できました。それで、まず1点目の参入条件の部分にかかわってなのですけども、100リッター、50度は維持できているということであれば、温泉源の価格172万3,000円ですよね。これただ町行政としての何か基準か何かで恐らく決めていると思うのですけど、これは収益還元的な考え方で考えたら安すぎませんか。町内の温泉で事業的に温泉の供給を受けている事業者、私の知る限りですけども大体、安くても1リッター、1,000円ぐらいなのですよ。高ければ1リッター、1万円で供給を受けている業者もいます。それで考えると今この170万円ほどということであれば、もう簡単にペイできてしまうのですよね。実際にこれは恐らく斟酌するに温泉源もっと足りないだろうから、いっぱい掘るだろうと新たに泉源ももしかしたら掘削をするかもしれないという部分を配慮したのかなというふうに考えたのですけども。例えばですけども、これ100リッター出ていますよね。50度と高いのですよ。だから、源泉かけ流しにこだわってということであるならばわから

ないではないのですが。別に一般の温泉地であれば、加水管を簡単にやっています。これたぶん50度そのまま供給したら熱くて入れませんので、まして泉源ポロト温泉も結構熱いですが、泉源近くになりますので余計、熱いのですよ。だから別段、温泉の質の部分をこだわるというのは別ですけど、事業には不可能な湯量では全くないのですよ。実際、私が調べた支笏湖にある温泉地ありますけども、あそこの温泉の利用組合の中で、あそこの泉源一本の源泉で皆んな供給を受けていますけど、湖畔の中心的部分でだけです。そこだけでいっても大体そこの7件で利用しているというふうに伺いましたけど、それでも7件で300リッターです。だから100リッターでも温泉を掘ることまでいちいちそこまでくみ取って、こんな安い金額ではなくてもいいのではないかなと思うのですが。そのあたりはいかが考えるかという部分。

あと公共性の部分でポロト温泉が閉鎖をされて、その部分を日帰り温泉を必ず入れることという考え方は理解できました。ただ、これ日帰り入浴施設の値段というものは決められませんよね。ちょっと利用者の立場から心配すると、恐らくこれ町内の愛好者の方たちも望んでいると思うのですよ。日帰りで入りたい。その部分をちゃんと町側もくみ取ってここに入れていると思うのですけど。値段、例えばですけども登別だったら日帰り入浴だと温泉施設と共通してるところですよ。大体1,000円ぐらいなのですよ。極端に高くなってしまうと、せっかく町としては日帰り入浴施設という部分も加味した計画を求めていると思うのですが、現実的には町民の方たちの期待に沿える内容にならないのではないかと。そういった部分、事業者任せになってしまう部分があるのではないかとというふうに危惧するのですが、そのあたりをどのようにお考えになるかという部分、まずそこについて。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず1点目の温泉源の価格についてでございますけども、これは評価額上の価格を現在提示しているということで、評価額とした理由としては書かれており、温泉掘られてからもう40年以上たつということと、それから売却を進めるということで、その温泉のお湯の管理についてその後ずっと町として責任を持たないように進めたいということもございますが、事業者によっては必要であれば掘り直すということもありますので、そこは事業者に委ねたいというような考えから、現在はその評価額上の価格というふうにしております。

それから日帰り入浴施設につきましては、これも提案によっては別棟で建てる場合も宿泊棟と一緒に兼ねる場合も大きく分かれると思いますけども、仮に別棟で行うとかそういう場合に日帰り入浴については町としては、現状もしくはそれと同等の入浴料でという考えはございますが、その日帰り入浴施設のつくり方によっては公衆浴場の許可を受けるとか、さまざまな方法がございますので、もし公衆浴場の認可を受けるということであれば入浴料は当然抑えられるということになりますし、宿泊と同じように扱うということになれば先ほど登別の1,000円程度というお話がありましたが、それについても企画提案によってそれを判断していこうという考えでございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 4番、広地です。まず、入浴の部分は企画提案の内容のほうでそれが

評点になるだろうということで考え方についてはまず理解できました。であるならば、今の評価ポイントの6ページのほうを拝見していると、この中で事業計画と施設計画と大きく2点に分かれて項目が掲げられているのですが、ここにもう少し公共性の観点を加味するべきではないかと思うのですよ。例えばですけども、町民に対してだとか温泉の部分、そして同じように経済効果ということで盛り込まれてはいるのですが、やっぱり町内の経済活性化に資する施設であっていただきたいというふうに思うのですよ。そういうふうに考えたら、例えばですけど、町内調達の具合、雇用や本社の部分はそれは提案書でわかりますので、そういった町内経済に資するという部分に対してもう少し公共性を評点に加えたほうが、より町の考える町民のためになる施設になるのではないかとまず思いますが、いかがでしょうかということ、あと温泉源の価格なのですけども評価額で行ったということなのですけども、やはりこれは本当に安いと思うのですよ。本来これ町がその泉源をずっと所有し続ける考えはないということは理解できました。私もそれでいいと思います。維持する責任やこのポンプの更新等にも費用がかかってきますから、売り渡してきちんと事業者の責任で管理していただきたいと、私もそれでいいと思っています。それにしても、例えば泉源を1本掘るのに何ぼ安くても5,000万円、大体相場は1億円というふうに言われています。それで今、40年たっていても当然ですけども、ポンプの更新等もしていますし、現状で100リッターも50度も維持できているということであれば、泉源としてははっきり言えば十分機能を果たしています。ですから、それだけ立派な泉源をこの金額では本当に安いと思うのですよ。だからこれ事業者の方たちにとっても、その不当な随分安いというふうな形にならないほうが、町内のほうに参入してくる場合にとっても、私は非常に公共性があっていいと思うのですよね。ですから評価額として町が考えている基準価額的な考え方でそれを示すのはやぶさかではないのですけども。そこも提案制にして、その部分、買取りの価格、その部分も一定の評価のポイントにしたらいかがかなと。ある程度これ町に入ってくるお金になってきますし、さらに土地の部分なのです。売却価格は大体、おおむね事業評価的な観点からいっても理解できました。ただ賃料は基準に照らして100分の6で行っていると、評価額に対して。その考え方でいくとこの金額になるのだろうか。計算すると月額で約10万円ぐらいですよ。これ事業的な観点からいうとやっぱりこれも安いですよ。購入した場合3,000万円超えます。ですから、計算していくとこれを借りた場合に24年以上借りなければペイしないのですよ。だから恐らく事業者であれば借りるだろうと端的に思うのですよね。そうなってくるとこれ定期賃貸借の契約ですよ、事業用の。こうであれば、賃貸借の契約期間終了したら更地にして戻すという契約内容になるはずなのです。そうであれば、いわゆる敷金的なこと、つまり、更地にできないということで野ざらしにされてしまったら、結局、その事業体力がもし担保されてればいいですよ。でも担保されない場合もありますよね。ですから、そうであれば、一定の敷金、保証金的な形、いざというときにちゃんと更地にしてくれればそれはお返しすればいいですし、そういったこともきちんと担保すべきだと思うのですが、いかがですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず1点目の公共性とか、その点についてでございますけど

も、様式4-1からになりますけども施設配置に対する提案ということなのですが、その中で例えばバリアフリーの推進ですとか、次に4-2については宿泊とか日帰りとかレストラン、物販の提案内容を記入することになっておりますが、特に今言われたようにレストランとか物販については地元とのかかわりの提案が含まれてくるのかなというふうに考えておりますし、その②のところでは近隣との相乗効果とか独創性についての記述がございますので、その辺が提案されてくるのかなというふうには考えておりました。それから、泉源もしくはその賃貸借についての考え方ですが、価格も提案に含めたらどうかというご意見もございましたので、そこは検討させていただきたいと思っております。それから、土地の賃貸借についても、敷金とか保証金とかそういうものも加えたらどうかというようなお話でしたので、その辺も検討に入れさせていただきたいというふうに考えております

○委員長（小西秀延君） ここで確認いたします。

まだ質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは午後から質疑を再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時00分

再 開 午後 1時00分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き質疑を続行いたします。質疑をお持ちの方はどうぞ。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 何点か質問します。まずこの温泉施設の整備事業にぜひ応募していただいて、温泉の営業を切に願っているよということを前提に質問します。

それで一つは町と議会がこれからこの応募に伴って現実に事業がかかったとした場合にいろいろな課題や懸案事項があると思うのです。そういう部分はやっぱり議会と事前にいろんなことを共有して、あとからああだこうだというのが出ないようにやはり整理しておく必要があると思っております。特に町のほうの方が心がけてほしいと思うのですけど。そこで何点か高橋課長も具体的な部分内容というような言い方しておりますので、その部分についても改めて伺いますけど、まず1ページの3の事業内容に関する事項の（2）の事業誘致の概要ですけども、この中でまず上下水道それで開発許可、各課に確認及び協議していただいておりますけども、現時点これを精査するとき、あるいは今後その上下水道、開発行為で懸念される問題、課題、そういうものが現実に今あるのかどうか考えられているのか、あればその辺をこういう問題もあるよという部分。ということは、下水道の接続で幹線がここまでしか行きませんよと、そういうことをちゃんと整理をしておかないと、今後、交渉の過程でここまで延ばしてくれとかああだと、そういう基本的な部分の町が負担しなければならないということですけども、それらの条件整備というのがちゃんと今、されているのかどうか。また、今、言っている問題があれば、これから検討して出しますよという話になるのか。当然これだけの資料を出すということ

は、そういう部分がちゃんと整理されているはずなのです。具体的に出る場合もありますけどね。それ以外として。

2点目、それを含めてプロポーザルによって白老町が今、言った部分も含めて金銭的あるいは法的手続等で義務的に町が負担をしなければならない事項というのは整理されているのか、まずその辺をお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 長澤地域振興課専門員。

○地域振興課専門員（長澤敏博君） 何点かご質問あった件、答えさせていただきます。まず1ページ目の（2）事業用地の概要の中で、上下水道及び開発許可についてですけれども、開発許可につきましても敷地面積等を考えますと都市計画法の開発許可の必要性は十分考えられますので、許可要件になるかと思えます。ですから、その物件によってどういう規制がかかるかということは確認をしていただきたいということで、この旨記載をしているわけでございます。上下水道につきましては、原課とうちのほうで協議をさせていただきました。原課のほうといたしましても、施設規模がわからない以上どうだということではありませんが、ポロト公園線のほうに水道管及び下水道管の布設はされております。ただ1番問題になるのは、やはり下水道管の口径によるかと思えますが、あそこ200だったか250だったか、すみません、ちょっと今、資料を持ってないので、はっきりした数字はお答えできませんが、200か250の本管が入っております。ただ、やはり施設規模によっては本管の布設替えということも必要になってくるかと思えますので、その辺についてはやはり協議をお願いしたいということで記載をしている次第ですので、やはり本管の布設替えということになると、必然的に町が負担ということも十分、今後考えなければならない部分もありますので、この辺はやはり250であれば相当数の規模でも大丈夫だというふうには思いますが、やはり温泉水の排水というのが、やはり1番重要な排水の量的には1番多いかと思えます。その辺についてはどのような規模、宿泊、日帰り含めてどのぐらいの排水の量がかかるのか、その辺が出てきますので、その辺は原課のほうと協議をお願いしたいということで記載をさせていただいております。

町があと金銭的、法的にということになりますと、今言ったような下水道の本管、それとあともう一つがこの敷地の中に三角山ございます。山がございまして、小さい山。あそこからポロトの湖畔に不明水というか水が流れています。あの処理をどうするか、これが課題として残っております。これにつきましては象徴空間の整備の中で、国が三角山の土砂を使いたいというふうなことをご相談あるというふう聞いておりますので、その時点でこの私たち不明水という形では呼ばせていただいておりますが、この不明水の処理をどうするかということが課題となっております。もし事業者さんが景観上、山も使うようなそういう山を利用して景観を図りたいとか、またその不明水を利用して熱いお湯を加水するとか、また生活雑排水に使うとか、そういうようなことも話として出てくる可能性もありますので、それはまた協議の一つになってくるかと思えます。ただ、やはり利用しないということになれば、町が何らかの形で処理をしなければならないと。これについては金額的には今現在で出ておりません。方法等も現在まだどういう方法がいいのかというのが、なかなか見えていない状況でありますけれども、一応、処理をすると。温泉関係の専門的な事業者さんにお聞きすると、とめることは可能だというこ

とは聞いておりますので、方法とか費用的なそういうものを今後、出していかなければならないと思っております。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 建物、規模等々によっては、そういうインフラ整備が負担あるということ認識しておかないといけないということですよね。それについては想定としては、工事費の概算的にもやっぱり整理して、議会にもやっぱり示す必要があるのかなと思います。その点と具体的に水道、下水道を使うとする使用量にもよるけども、ホテル側にすればすごい採算性でいけば大きな負担ですよ。これは、町の上下水道使わないで、掘り抜きポンプ掘るとか温泉もあるのだけど浄化槽でやるとかという、そういう提案も事業側からされた場合は、そういうことが敷地の土地の自然条件関係の中で、それが技術的に可能なかどうか、それは認められるかどうか、環境アセスメントの関係もあると思いますけど、まずその辺。

それと、もう一つ先ほど同僚議員が、この温泉の3ページの5の温泉の処分方法について質問しました。内容については理解しています。何を聞きたいかという、温泉は売却する、それで今後、新たに温泉掘削の必要の場合は、事業者の責任により掘削する、これ文面どおりなのですが、この最後にスケジュール出ていますけど29年の5月ですよ。事業決定やってこれから工事になりますけど。これ、いつの時点で温泉を売なのか。あるいは温泉掘削に必要が生じた場合は事業者において云々というけど、この時期をちゃんと設定しておかなければ、業者が持つ白老町持つとトラブルになると思うのですよ。その辺のちゃんと想定した時期というのを明確にしているのか。それをちゃんと示さなければ、これは大きな問題になると思います。この議会でも掘削し直すのに1億円以上かかるとかという報道されていますから、これは温泉施設を整備する側にしても、これ死活問題になると思います。それをちゃんと明確にしておかないと、この行政的な曖昧な表現でやっても業者はその辺をついてきますから。この辺については境界の時期をちゃんと整理しとかないと僕は大きな問題になると思うのだけど、まずその部分。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 1点目の建物の規模によっては、内容を議会に示す考えあるかどうかという部分については、現段階で今回この条件案を提示させていただきましたが、施設規模、それから事業者、その辺がわかって協議の段階では議会にもその内容は情報提供していきたいというふうに考えます。その中身というのは温泉のことも土地のこともいろいろありますし、どんなことで整備されていくか、その辺のやっぱり議会の皆さんも承知した上でいかなければならないかというふうに考えますので、その辺は示していきたいと考えます。

○委員長（小西秀延君） 長澤地域振興課専門員。

○地域振興課専門員（長澤敏博君） 2点目の下水道料金の関係でございます。確かに下水道課と協議した際、1番問題になってくるのはやはり下水道料金が温泉水を流した場合、非常に高額な下水道料金がかかるということ聞いております。一つ下水道料金がかからない方法として何が考えられるのかという、かからないというか安価にできるか、方法は何かあるのかということになると、下水道使用料の中に公衆浴場として登録されたものについては、下水道料金は

非常に安くなるということを知っています。それも条例上載っています。ただ、やはり量が量であればそれなりの料金は非常にかかるわけで、公衆浴場として道のほうに登録等をすれば、その下水道料金が安くなるということと、また下水道料金ではだけでなく、公衆浴場の場合は固定資産税の減免の対象にもなります。その部分の面積相当分は固定資産税の減免にもなるということで、その辺は事業者さんのほうも知っているところは知っているのではなかろうかとは思いますが。協議の中でいろいろそういう話もしていきます。公衆浴場となりますと道のほうで上限額を決めておまして、上限額というのが確か440円だったと思います。それに入湯税がかかって500円にするとか、440円で入湯税を除いてやるとか、そういういろいろ事業者さんの考えもあると思うのですが、そういうところはあるかと思えます。

あともう一つ、その浄化槽の可能性とかその辺については、そこまではうちのほうも下水道があるものですからそちらへの本管への接続ということだけで、下水道課との協議はそこまではうちの課としてはそこまでしかやっておりません。浄化槽の関係になると建設がきているのでそちらのほうでわかればそちらのほうで答弁していただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 浄化槽の関係になりますと、うちの課ではないのですが、生活環境課のほうになるのですが、浄化槽で処理した処理水については当然、基準をちゃんとクリアしたきれいな水ということであれば、ポロト湖だとかは河川になりますので原則とした河川に流すことは可能だというふうには考えますが、ただ量だとかそういった問題も出てきますので、その部分は検討事項になるかなというふうには捉えています。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 3ページの温泉源の処分方法についてですが、これにつきましては7ページにスケジュール予定載ってございますけれども、3月で最優秀提案者と優秀提案者を決定するというので、その後まず最優秀提案者との細かい協議を行って合意に至った時点で契約に入りますので、その時点でこの泉源については、この書き方は曖昧ととられているかもしれませんが、売却するときはこのまま売却してその後は事業者の責任ですよということを明記したつもりでおりますので、その協議で整ったら契約に入ることになるかと思えます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） それともう一つ、視点が変わりますが、現在のポロト温泉の関係ですけれども、町側にもたぶん多くの方から、このポロト温泉を利用している人から問い合わせもあると思うのですが、非常にポロト温泉、新温泉になるよと言っているのだけど、いつからどうなって休館するのかわかるかということが、今だんだん具体化するに従って町民が、自宅に風呂のない人とかその温泉利用している人から非常にこれ声上がってきているのですよ。それで、ここまでもう詰まってきたので、今後、町の考え方も整理されていると思いますが、まずポロト温泉の解体、前の資料では29年4月からやるとなっていますが、実際に温泉が使えなくなる時期、入浴できなくなる時期をいつと見ているのか。そして新温泉の営業はスケジュールでいけば、ぎりぎりになると思うのですが、1番大きな問題は、今言ったよう

に、あそこを利用できなくなる時期、そしてもし利用できなくなる休館期間があると思います。その間、今まで利用している人方に対して弱者の人方もを含めて、どのような対応になるのか。あるいはどっかの地域の中でも仮設的なものをつくって利用できるようにするのか。その辺を明確にこう答弁してほしいなと思います。町民に答えないといけないですからね、はっきりしてほしいなと思います。それと今からこういうことを聞くのはどうかと思うのですが、心配しておかないとだめなのですけども、まず公募が1社の場合も今、説明あった審査をして該当しなければ云々となるのか、そしてもしこれ29年の2月で応募登録となってますけども、不幸にして応募がなかった場合はこの要綱で再募集するのかなど、その辺を聞いておきます。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） まず1点目のポロト温泉の関係でございます。ポロト温泉の敷地の中は国立の公園ができる施設ということで、現在、国のほうで2次補正予算に計上しているということのお話が出ています。具体的に単価いくらになるとか、またこれからの交渉事になってくると思いますので、まずは今年度中に国が買うという意向がまず補正予算で取り組んでいるという部分では押さえています。国が土地は公社のままは買いませんので町が一旦買いますので、それをもって国に町から売るといこういう流れになってきます。そのタイミングがポロト温泉をとめる時期かなというふうに考えています。1番長く使ってもらおうとすれば、年明けの3月頃になるかなというふうに考えています、29年3月。ただ、この辺、国の補正予算が繰越ありきという話もちょっと情報としてありますので、地元との協議が整ってから契約に入りますので、それが新年度に29年4月以降にずれ込むということも十分あるというふうに捉えてございます。予算的には28年度の補正ということになりますが、実施時期がちょっとずれる可能性があります。そこで、ご質問の休館中はどうなるのか、仮設の考えはということなのですが、町として仮設の温泉施設を建てる考えは現在ございません。ですので、休止ということになるとお湯がまずとまるということになります。また仮設の考えがありませんので、公募の事業者からそういう提案があれば、それはそれでまた協議になってこようかなと思いますが、町として仮設物を建てるという考えは現在のところはないということは、はっきり言える状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 2点目の公募に関係したことでございますけども、まず公募が1社の場合の取り扱いですとか、なかった場合の取り扱いですけども、現在のこの要綱案の中には示しておりませんので、今後追加が必要になるかもしれませんが、他の事例によると公募1社の場合は例えば合格ラインというのを明示して、その点数に届いたら1社でも合格ですけども、届かない場合は該当者なしという形になるということで、それと応募がなかった場合の関係は再募集ということになると考えております。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之議員。

○委員（前田博之君） 今の現ポロト温泉の答弁ありましたけど、流れについて私たちは理解しましたけど、町民の人はなかなかわからないのですよ。ですからある程度、具体的にいった

ら時間かかりますけど、ある程度のそういう今、言ったような方向性みたいものを、もしできれば広報とかで、ある程度こう周知をしておく必要もあるのかなと思います。非常に皆さん不安に思っています。どうなのだとということになっているのですよ。これちゃんと整理しておく必要があるかなと思います。ここで聞くのも何だかおかしいのだけども、消極的な意味ではないですからね、前段言ったようにぜひやってほしいから言っているのだけども、再募集するとなおお時期がずれてきますよね。その再募集の場合はハードルを下げるとか、何かをまた新たに町側の政策打ち出して議会との協議した中でこういう方向でいきたいというような形になって、再募集がまた1年とかかなり延びますけども、ある程度もう民設民営化という部分の期限をつけとかないとだめだと思うのですけども、その3点かいかがですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず1点目の温泉の時期については、今お話しされたように周知のほうを決定の時点で図っていきたいと。事業者の募集の関係ですが、我々としては1回の募集で事業者がきて、そこに中から選定するということ想定しております。現在その動向調査とかそういうのを行っておりますけども、そういう中で進めております。ただ、1社も応募がなかった場合も想定していかないとならないと思いますけども、現在の想定の中で来年のスケジュール上5月ごろにということを示しているのは、それから建設に入って完成するのにやっぱり2020年ということが、我々としても期待しているところでございますので、そこもぎりぎりの期間かなというふうに考えておりますので、再募集するにあたって、もし完成年限を緩めるですとか、そういうことも考えていかないとならないと思いますし、それでもなおかつ募集がなかった場合は、公的にどういようなことを緩和していくかということも考えていかなければならないとは思っています。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

12番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） いろいろお話を聞きましたし、条件案もいろいろお聞きしました。まちが考え方、条件を決めたわけですから、それにどうのこうの言うわけではありません。

民間というのはどんな立派な施設をつくっても合わなければやめますよね。引き上げます、放置もします。厚生年金もそうですし、竹浦のスパランドもそうですしね。虎杖浜の4階建て虎杖浜ホテル、ああいうのを見ても結果的には民間というのは採算に合わなければやめるし、しかも放置して売却できなければ放置しているのが、これが民間事業者はこれは合わなければやめるわけです。そういうことを考えると、今この新しくつくるポロト温泉計画も売却をするところ言っているのですが、その可能性だってないとも限らない。今、この白老地区は特にこの字白老は浴場がないわけですよ。いきいき4・6はあるのですが。あれもポロトもやっていたので、今は沸かし湯になっているし、そういうことからいくと必ずしも新しい例えばやる方ができたにしても、今言ったとおりのことにならないとも限らない。そういうことからいくと、やっぱりこの例えば先ほどから言っている権利も170何万円、これだって高い安いの議論でなく私はただでやってもいいぐらいだと思っているのだ。土地はもう少し下げてもいいし。その条件としては新たな業者がやった場合、例えば浴場部分は別棟につくるとか、そういう方法

にしておくと、もちろん業者というのは抵当にも入るし、抵当物件にも銀行との抵当に入ったりして、言うなれば町民が利用できなくなる可能性だって当たり前の話ですから、私はむしろ今の白老の浴場情勢を考えると、どんなことがあっても浴場は残るような契約の仕方が私は一つ大事ではないかなと思うのです。それには、この温泉170何万円を無償にしてやるとか、もう一段土地の値段を下げるとか、そういうものも含めて譲渡しながら、私はやる方法も一つ私の単純な意見なのですがね。そういう象徴空間は、これはもう50年、100年、200年、500年も続く象徴空間ですよ。この間にそういう今の町民が今、浴場に確か4万2,000人ぐらい利用していると思うのですよ。その方々が来年から浴場が切られて3年待ってできたら、その後また何年かやったら、今のいい例が厚生年金ありますよね。ああいうことだってなりかねないですよな。そういうことも含めた考え方に立った、その町民の利用しやすいような浴場の仕方というのを考えるのも一つの方法ではないのかなと思うのですが、その辺の考え方。私はそう思うのですが、どうかね。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 具体のほうはまた担当課長からあるかと思うのですが、まずあの大きい視点で答弁させていただきたいと思います。確かに民間の経営となる部分のリスクというのは、今お話あったとおり民間はやっぱり収益上げないとなりませんので、赤字抱えるようではやめてしまうのは当然のことです。そういう部分でいろいろな全国の例からいっても公設の公の機関が経営しているという状況もあることはあると。ただ、今まちの状況からいくと今そこまでは踏み込めないの、まずは民設民営というのを議会のほうでもまちの考えをお示しさせていただいて、今回こういう形で公募していくということになったことであります。ただいまのご質問あった部分の考え方として、浴場が万が一そういうことになった場合に対応策として考えられる方法の一つとして、いただいた部分ちょっと私どももそういう事態に陥った場合の別棟での整備という部分はちょっと頭に置いていませんでした。今後、審査する上で提案をいただいた中で、そういった手法も可能かどうか、これいろいろ提案が出てくると思います。先ほどあった公衆浴場として日帰りの部分は完全に別棟にして整備する、宿泊は宿泊としてする、あるいは混在してやる、いろんな提案があると思うのですが、そのことを直接、事業者に万が一こうなったらというのはなかなか議論としては出せない部分がありますけども、町としてもやっぱりそういうことをしっかり押さえつつ提案の審査を行っていかないとならないかなと、ちょっと大きな視点での話だけになりますけど、その部分をしっかり受けとめたいというふうに考えます。

○委員長（小西秀延君） 12番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 私はなぜこういうこと言うかということ、厚生年金ホテル建つときにあれはまちとの一つの約束があったのですよ。あそこの2ヘクタールの土地を厚生年金にわたした、この条件として温泉ボーリング掘ったらいきいき4・6にお湯をもらおうという条件をつけたのですよ。ところが、厚生年金が休止したものですから、休止して別な業者の手に渡った、そうすると2ヘクタール土地を厚生年金に渡すときに約束が何も書類が残っていないから、白老のいきいき4・6の温泉は切るよと切られてしまったよね。私は議会で言ったのこともありま

すよ。あれは間違いなく町との約束なんだと。ところが書類がないと言いましたよね、前飴谷町長ここで言いました。北海道行って見たら書類がなくなっていた。それでいきいき4・6切られてしまったのですよね。やっぱりこの厚生年金、国のやる事業でさえ、その約束どおりいていたのが民間に渡るとそういうことになるのだよ。ですから私はこの白老の今8,000人余り住んでいる、この字白老の町営住宅も風呂のない住宅たくさんありますよね。そういうことを含めると、風呂のない方々は29年の4月にとめられたら白老は温泉のまちですから、お金をかければどこへでも行きますよ。登別にだって行ける、お金をかければ。そういうものではないのだよね。なぜ白老でなければだめかということ、これはこの場でわざわざ話さなくても、皆んなわかりきっている話ですから。そういうのも含めて、やっぱり一押し、二押し、三押しではないけど、それぐらいの考え方で、やっぱり新しいポロト温泉には、元々はポロト温泉はホテルポロトウエシマがこれも民間企業が倒産して、それで白老の振興公社がやむを得ず買った土地なのです。ですから、そういうことも含めると次の温泉も何十年、何百年続くことを考えていくと、そういう奥まで考えた考え方で慎重に進めてほしいなと私はそう思うものだから、言っておくのですよね。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 温泉という部分は協議のみならず、これまでも議会、一般質問等で議論がございました。その都度、町側は、理事者は、温泉は残して活用を図るということ、ご答弁申し上げます。歴史を振り返ると確かに、民間の温泉施設を買い上げてということで現在に至っていますし、一方では厚生年金保養ホームの事例もございました。そういった部分で本当にあの経営の中ではあすどうなるかもわからないというのが状況にあらうかと思いません。今回、町民の財産をこういう形で方向性を示して行って、公募という形をとったわけですので、それはやはり慎重に慎重を期して将来的にも禍根が残らないように、町としてやっぱり最善の対策といえますか、手立て、手法、それらをしっかり整理して新しい事業者さんに引き継ぐという形はとらないとならないかなど。それがまたまちの責任かなというふうにも思いません。そういう部分で誰もがやっぱり喜んでいただける施設を長く使っていかないとならないというのは、町としての考えにございますので、そういう点をしっかり対応しながら進めていきたいと思えます。

○委員（広地紀彰君） ほかに質疑をお持ちの方。

10番、本間広朗議員。

○委員（本間広朗君） ちょっと素朴な質問です。これからポロト温泉建てる規模、どの位置に建てるかわからないのですが、素朴な疑問としてあそこ沼なので、例えばその地質の状況、そういうのはどうなっているのか調べているのか。それから、いろいろと建物建てる大きさにもよるんですけど、やはり地質が悪かったらいろいろと問題が出てくると思いますので、その辺の状況がわかれば。調査しているのかどうかということも含めて。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 地質についてでございますけども、町で単独に調査を行っておりませんが、国がこのエリア内の地質調査をしたデータはございます。それで、複数箇所、

調査しているのですが、この辺の地質はN値で表記してはいますが、50とかそういう数値が出ていたというふうに記憶しております。

○委員長（小西秀延君） 10番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君） これからそういう例えば業者が決まったら、改めてする必要があるのかどうか分かりませんが、その程度の調査でいいのかどうかという、これから建物の規模によっても、これからのくいの問題も出てくると思いますよね。ですから例えば予想以上にくいを多く使うとなるとやっぱりそれだけ工事する側の負担になると思いますので、その辺調査費用というのはどちらのほうになるのか、今の調査でいいのかどうかというのもちよっと含めて、ちよっと聞いておきたいと思いますけど。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 土地を売った段階で全て事業者の責任になりますので、建物を建てるくいを、基礎を必要とする、しない。この全て事業者さんの負担、考え方になるということで、まちがその部分で基礎分を出しますとか、そういうことにはなりません。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

それでは次回以降に各会派の意見をまとめていただきまして討議に入りたいと思いますが、本日、質問のあったところで皆さん会派の中で考慮していただきたいところが、上下水道の関係、都市計画の関係、またおにぎり山から出てきている不明水の関係、温泉の処分方法の関係、それと業者が1社であった場合の合格ラインの関係、また業者が撤退した場合、温泉をきちんと利用していいのかどうかという関係、そのほかにそれらのことを各会派で検討していただきたいと思いますが、そのほかに会派等で検討いただければよろしいような問題があります方があれば、挙手をお願いしたいと思います。その程度のことを検討していただくことによろしいでしょうか。

それであれば次回以降討議をやりますので、そのようにお願いをしたいと思います。

お諮りいたします。

本日の特別委員会はこの程度にとどめ、予定していた民族共生象徴空間周辺整備に係る取り組み事業などの討議につきましては、次回開催の各会派での協議を踏まえた、委員会相互での討議を行いたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

次回特別委員会の開催は早急に決定し、別途通知いたしたいと思いますが、11月中旬までの議会の議事予定を考慮すると、同日に他の委員会と重複した開催も想定されますので、各委員におかれましては、ご承知願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

次回の本特別委員会の開催は別途通知することといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） これをもって特別委員会は閉会いたします。

（午後 1時42分）